

○ 「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改正案	現 行
<p>5の10 規則第5条の10から第5条の13まで及び第5条の16に規定する注記とは、「企業結合に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、企業結合日、のれん、条件付取得対価及び支配等の用語は、「企業結合に関する会計基準」に定める企業結合日、のれん、条件付取得対価及び支配等の用語をいうものとする。</p> <p>また、財務諸表等規則ガイドライン8の17-1-1から8の17-4までの取扱いは、規則第5条の10に規定する取得による企業結合が行われた場合の注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の17-3中「税引前当期純損益」とあるのは「税引前中間純損益」と、「当期純損益」とあるのは「中間純損益」と読み替えるものとする。</p>	<p>5の10 規則第5条の10から第5条の13まで及び第5条の16に規定する注記とは、「企業結合に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、企業結合日、のれん、条件付取得対価及び支配等の用語は、「企業結合に関する会計基準」に定める企業結合日、のれん、条件付取得対価及び支配等の用語をいうものとする。</p> <p>また、財務諸表等規則ガイドライン8の17-1-1から8の17-3までの取扱いは、規則第5条の10に規定する取得による企業結合が行われた場合の注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の17-3中「税引前当期純損益」とあるのは「税引前中間純損益」と、「当期純損益」とあるのは「中間純損益」と読み替えるものとする。</p>